

第3回 国際的動向を踏まえたオープンサイエンスの推進に関する検討会

議事概要

1. 日 時：平成30年4月25日（水）14：00～16:00
2. 場 所：中央合同庁舎4号館4階 共用第2特別会議室
3. 出席者：（敬称略）

引原（座長）、喜連川（副座長）、有川、家、小賀坂、黒川、関口、高木、谷藤、林、村山の各構成員、白井主任研究員（国立環境研究所）、上山総合科学技術・イノベーション会議議員、生川審議官、赤池参事官、梅澤参事官

1. 議事

（1）プレゼンテーション

白井主任研究員（国立環境研究所）より、同研究所におけるデータポリシー策定の経緯についてプレゼンテーションが行われた。

（2）事務局説明

事務局より、研究データ管理・利活用ポリシー策定ガイドライン案について説明があった。

（3）主な意見交換等

上記、プレゼンテーション及び事務局説明を踏まえた意見交換が行われた。

（国立環境研究所におけるデータポリシーについて）

- データの帰属・利用条件は知的財産権について記載しているが、著作権についてはデータの状況等によって保護される場合、されない場合があり煩雑なので記載をしていない。
- 国立環境研究所のデータポリシーはデータ管理についての姿勢を示す所信表明のようなものとしているため、必要最低限のことのみを記載し、具体的にデータを公開する範囲など実質的なことは利用規定として各現場で作成されてきている。しかし、現場の研究者のデータ公開への意識は一様ではなく、今後の課題となっている。
- 科研費のような本来研究者個人を対象とした研究資金によるものであっても、職務上取得したデータの権利は研究所に属する、と整理している。

(研究データ管理・利活用ポリシー策定ガイドライン案)

- 公的資金による研究成果については、現場のみの判断でデータの保管期間の設定・廃棄などしないようにする必要があり、データの帰属について明記する必要がある。この観点から、それぞれの分野・組織ごとで、ポリシー策定と併せてその運用規則を策定し、組織としてデータ管理の方針を運用していく必要がある。
- 機械判読可能化についての記載については、機械判読可能化が目的なのではなく、相互運用性を達成するための手段の一つとして機械判読化を位置付けた方がよい。
- 必要以上にデータが蓄積されることや、反対に保存が必要なデータが失われていくことを防ぐために、「アセットデータ」についてより明確に定義する必要がある。
- 社会調査や医療情報等の個人情報を多く含んでいるデータについては、現状短い期間で廃棄される傾向が強いが、これらのデータについては利用価値のあるものが多く含まれていると考えられ、前向きな利活用を促進することについて言及するのも一案。

2. その他

- 次回は5月25日に開催を予定している。